

# 大和市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン【解説付】

平成20年8月1日制定

令和5年4月1日改正

すでにテレビなどで報道されているように、防犯カメラが犯罪の解決に役立つことや、設置が犯罪の抑止に繋がることなど、その効果は社会的にも認められており、現在では、金融機関、商業施設、駅、駐車場などさまざまな施設に防犯カメラが設置されています。

しかし、その効果が認知される一方で、防犯カメラにより個人のプライバシーが侵害されていると感じる人もおり、その設置や運用には、撮影される人への十分な配慮が必要です。

大和市でも、市の公共施設へ防犯カメラの設置を進めていますが、その設置や録画記録について、統一した取扱いが必要なことから、このガイドラインを定めました。

市の公共施設に設置される防犯カメラは、このガイドラインに沿って施設ごとに定めた運用基準によって設置、管理されます。

## 1 目的

このガイドラインは、市の公共施設における防犯カメラの適正な設置及び運用についての指針を定めることにより、市民等の権利利益を保護することを目的とする。

### 【解説】

ガイドラインの目的は、市の公共施設に設置される防犯カメラに関して統一した指針を示し、各公共施設がこれに沿った適正な管理・運用をすることで、特にカメラの録画記録によって侵される可能性のある人格権（プライバシー）、経済的な利益、社会的な利益などを守ることです。

## 2 対象となるカメラ

このガイドラインの対象となる防犯カメラは、大和市が市の公共施設において設置又は管理するカメラで、次のすべてに該当するものをいう。

- ① 犯罪の防止を目的に設置するカメラ（犯罪防止が主目的でない場合も含む。）
- ② 特定の場所に継続的に設置するカメラ
- ③ 特定の個人を識別できる映像を撮影する可能性のあるカメラ
- ④ 録画装置を備えているカメラ

### 【解説】

ガイドラインの対象とするのは、市の公共施設において設置または管理されるカメラのうち、4つの条件すべてを満たすものとします。

①は、多くの防犯カメラが、犯罪防止のみを目的としたものではなく、施設の安全管理

などの機能も併せ持っており、その目的を絞ることが難しいことから、防犯を副次的な目的としたものも含めることとしました。

ただし、環境管理センターに設置されている施設内の機械の稼動状況等を把握することのみを目的としたカメラなどは対象にしません。

②は、施設利用者等がその存在を認識し、撮影されていることを意識できるよう、特定の場所に固定された常設型のカメラを対象としたものです。なお、短期間のみ設置される非常設型カメラは、目的に反する可能性が高いため、原則として市の公共施設には設置しないものとします。

③は、目的から考えて、個人を特定できない映像は、個人の権利利益を侵す可能性もないことから除外するものです。

④は、映像が記録されない場合は、録画記録が流出したり、悪用されたりすることがないので、対象から外しました。これは個人情報保護法と照らし合わせると、録画記録として残らないと保有個人情報が存在せず、利用及び提供の制限（同法 第69条）の対象にならないからです。

ただし、記録装置がないカメラでも、モニターから知り得た情報をむやみに漏らしてならないことは言うまでもありません。

### 3 カメラの設置目的

防犯カメラの設置目的は、公益性が認められるものなければならない。

また、設置にあたっては、その目的を明確にする。

#### 【解説】

防犯カメラは、施設利用者の安全確保や施設の適正管理など、公益目的のために設置されなければならないことはもちろんですが、設置目的によって、設置場所や台数、撮影の範囲も異なります。そこで、10. で定めることとしている運用基準のなかで設置目的を明確にし、市民の不安を解消するとともに、ガイドラインの目的である権利利益の保護につなげます。

防犯カメラの設置及び管理に際しては、運用基準に記された設置目的の範囲を超えていないかを十分チェックすることが必要です。

### 4 管理責任者

防犯カメラを設置したときは、カメラ及び録画記録の適正な管理運用を図るため、管理責任者を置く。

#### 【解説】

防犯カメラの設置後は、特にカメラの録画記録に関して適正な管理が必要なことから、管理責任者を定めて、責任の所在を明確にします。

管理責任者は、防犯カメラに対する苦情等に対しても、迅速かつ適切な対応をしなければなりません。

## 5 撮影の範囲

防犯カメラによる撮影は、設置目的を達成するために必要な範囲に限るものとし、カメラの台数、設置場所等には十分配慮する。

### 【解説】

防犯カメラによる撮影の範囲は、設置目的を達成するために必要な範囲にとどめ、必要以上に拡大しないようにします。これは、撮影される人の権利利益を侵害しないようにするためのもので、カメラの台数、設置場所、個々のカメラの撮影範囲などには十分な配慮が必要です。

## 6 カメラ設置の表示と周知

防犯カメラを設置したときは、当該施設内又は敷地内の見やすい場所に、防犯カメラが設置されている旨を表示する。

また、新規に防犯カメラを設置するときは、必要に応じて事前に施設利用者等に周知する。

### 【解説】

施設の利用者等が、防犯カメラが設置されていることを認識し、撮影されていることを意識できるよう、施設の見やすい場所に、カメラを設置している旨の表示をします。これは同時に犯罪の抑止にもつながります。

この場合、防犯カメラの効果を考えると、個々のカメラ位置まで知らせる必要はありませんので、設置位置を特定するような表示は必要ありません。

また、新たに防犯カメラを設置するとき、利用者に周知が必要な施設では、施設内に掲示するなどして、できるだけ事前の周知に努めます。

## 7 録画装置の設置場所

防犯カメラの録画装置は、施錠可能な室内など、安全に管理できる場所に設置する。

### 【解説】

保有個人情報に該当する録画記録については、このガイドラインの目的及び個人情報保護法の趣旨に基づいて、流出、漏えいなどの事故が起きないように、安全に管理できる場所に設置することが必要です。

録画記録についても、同様に適切な管理が必要なことは言うまでもありません。

## 8 録画記録の保存

### (1) 保存期間

録画記録の保存期間は、原則1ヶ月以内として施設ごとに定めるものとし、保存期間を過ぎたものは速やかに消去する。

ただし、管理責任者が特別な理由があると認めた場合はこの限りでない。

### (2) 複写・加工・持ち出しの禁止

録画記録は、原則として複写、加工、持ち出しをしてはならない。

#### 【解説】

防犯カメラの設置目的によって、録画記録を保存すべき期間が異なる場合も考えられますが、流出や漏えいの可能性を極力低くするためにも、必要以上に長期間保存することは避けなければなりません。

録画記録は、犯罪捜査などで利用されることを考えても、長期間の保存は必要ありませんので、このガイドラインでは、保存は「原則1ヶ月以内」とし、保存期間を過ぎたものは速やかに消去することとしました。

また、録画記録は、保有個人情報に該当することから、記録されたままを保存するものとし（加工の禁止）、あわせて、漏えいを防ぐために複写や保存場所からの持ち出しを原則として禁止します。

ただし、録画記録を利用・提供する場合や、個人情報の開示請求に基づいて本人に開示する場合などは、この限りではありません。

## 9 録画記録の利用・提供

録画記録は、設置目的以外に利用又は提供してはならない。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- ① 法令に基づき文書で提供を求められたとき
- ② 捜査機関から犯罪捜査目的で文書により提出を求められたとき
- ③ 個人の生命、身体又は財産を保護するため緊急やむを得ないとき

#### 【解説】

法令の規定に基づく場合を除き、録画記録の防犯カメラの設置目的以外の利用又は提供（以下「目的外利用等」という。）を行ってはなりません。また、目的外利用等に当たっては、録画記録が保有個人情報に該当することを考え、慎重に取扱うことが必要です。

## 10 運用基準の制定

- ① 防犯カメラの設置者又は管理者は、このガイドラインに沿って運用基準を定める。
- ② 防犯カメラを設置した施設の管理を委託する場合は、受託者に運用基準を遵守させる。
- ③ 防犯カメラを設置した施設を指定管理者に委ねる場合、指定管理者はこのガイド

ラインに沿って運用基準を定め、管理責任者を置く。

**【解説】**

このガイドラインは、防犯カメラの設置及び運用に関する基本的な指針を示したものですので、カメラの設置者又は管理者は、その施設の性格、規模等を勘案して、ガイドラインに沿った運用基準を制定し、それに基づいてカメラ及び録画記録を管理・運用します。

なお、防犯カメラを設置した施設の管理を外部に委託する場合又は指定管理者に委ねる場合は、それぞれ防犯カメラが適切に管理・運用されるような措置をとります。

## 1.1 その他

このガイドラインに定めのあるもののほか、録画記録に関する取扱いは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定による。

**【解説】**

録画記録は、保有個人情報に該当しますので、このガイドライン及び運用基準における解釈に疑義が生じたときは、個人情報保護法の規定に基づいて判断します。